

○大気汚染防止法の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表 第 2-2	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき有資格者
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上であること。	特定粉じん 又は 大気 1～4 種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)		
9	穿孔機		
備考	この表の施設の区分の欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。		